

令和元年度

県農林水産部と南部市町村との行政懇談会

要望事項に対する措置方針

令和元年7月22日(月)
沖縄県農林水産部

目 次

No	要望事項	【回答課】	頁
1	新市場の糸満漁港北地区への早期整備について【継続】(糸満市)-----	【漁港漁場課】-----	1
2	糸満漁港の浚渫及び周辺への航路標識敷設について【新規】(糸満市)-----	【漁港漁場課】-----	2
3	海岸保全施設整備事業(真栄里地区)の早期整備要望について【継続】(糸満市)-----	【村づくり計画課】-----	3
4	(仮称)糸満市物流団地等造成事業計画の推進について【新規】(糸満市)-----	【農政経済課、森林管理課】-----	4
5	「大度園地・周辺海岸総合整備基本計画」の推進について【継続】(糸満市)-----	【森林管理課】-----	5
6	県営かんがい排水事業の早期供用開始について【継続】(南城市)-----	【農地農村整備課】-----	6
7	畜産排水処理施設の建設について【新規】(南城市)-----	【畜産課】-----	7
8	海岸保全施設(農村振興局所管)の健全な管理取り組みについて【継続】(南城市)-----	【農地農村整備課】-----	8
9	港川漁港における係留場所の拡張について【継続】(八重瀬町)-----	【漁港漁場課】-----	9
10	農業用水の確保について【新規】(八重瀬町)-----	【村づくり計画課】-----	10
11	当添漁港の拡張・機能強化について【継続】(与那原町)-----	【漁港漁場課】-----	11
12	海洋深層水取水設備の増強ならびに研究体制の強化について【継続】(久米島町)-----	【農林水産総務課】-----	12
13	漁港(儀間、鳥島)における就労環境改善のための施設整備について【新規】(久米島町)-----	【漁港漁場課】-----	13
14	阿嘉漁港内の整備について【継続】(座間味村)-----	【漁港漁場課】-----	14
15	製氷機施設の整備について【新規】(座間味村)-----	【水産課】-----	15

16	栗国漁港の改修について【継続】(栗国村) -----	【漁港漁場課】 -----	16
17	渡名喜漁港内にある廃船等の処理に係る撤去費用の補助について【新規】(渡名喜村) -----	【漁港漁場課】 -----	17
18	水源地(池)の保全について【継続】(南大東村) -----	【村づくり計画課】 -----	18
19	害虫防除について【継続】(南大東村) -----	【営農支援課】 -----	19
20	病虫害防除について【継続】(南大東村) -----	【営農支援課、糖業農産課】 -----	20
21	病虫害防除について【継続】(南大東村) -----	【営農支援課、糖業農産課】 -----	21
22	県営と団体営の統合化した畑かん施設管理運営要領の策定について【継続】(北大東村) -----	【農地農村整備課】 -----	22

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 1</p> <p>新市場の糸満漁港北地区への早期整備について (糸満市)</p>	<p>令和4年度の糸満新市場等の開設を目指して取り組んでいただきたい。</p>	<p>第3種糸満漁港は、広く県外船をも対象とした開発前進及び中継基地として、さらには本県水産業発展の先導的拠点として位置づけられ整備が進められてきている。</p> <p>そのような中、新市場の糸満漁港北地区への早期整備について下記のとおり取り組む必要がある。</p> <p>①高度衛生管理型荷捌施設の早期整備。 ②糸満市新市場の早期開設。 ③流通加工処理施設等の関連施設の早期整備。 ④漁船等の増加に伴い船揚げ場の整備。</p>	<p>糸満漁港北地区における、高度衛生管理型荷捌施設整備については、令和元年度に実施設計を行い、2年度及び3年度で建築工事、4年度の新市場開設を目指して取り組んでいるところであります。</p> <p>一次加工処理施設等の関連施設整備については、各施設整備の事業実施主体や施設規模を決定するとともに、今後、必要に応じた土地利用の変更等手続きを行う予定であります。</p> <p>また、利用漁船の増加に伴う船揚場の整備については、今後の利用漁船数の推移等を確認の上、整備の必要性や配置等について検討を行う予定であります。</p> <p>県としましては、糸満市及び県漁連等関係団体と連携し、地方卸売市場の整備を推進してまいります。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 2 【新規】</p> <p>糸満漁港の浚渫及び周辺への航路標識敷設について (糸満市)</p>	<p>糸満漁港における浚渫及び安全航行のため航路への標識灯の敷設に取り組んでいただきたい。</p>	<p>第3種糸満漁港は、広く県外船をも対象とした開発前進及び中継基地として、さらには本県水産業発展の先導的拠点として位置づけられ整備が進められてきており、県は糸満新市場の開設を令和4年度に計画している。</p> <p>漁港内には浅瀬があることや航路に浅瀬がせり出していることなどにより擦過及び座礁事故が発生している状況がある。</p> <p>糸満新市場が開設されると、県内外からも多くの漁船が訪れる漁港となることが見込まれる。船舶の航行安全が最も優先される漁港内や航路等において、擦過や座礁事故が発生しないよう浚渫及び標識灯の敷設が必要である。</p>	<p>要望のある漁港区域内の浅瀬浚渫や新たな標識灯設置を漁港管理者が事業で実施するには、漁船の擦過や座礁事故原因等の調査を行い、航路・泊地としての機能を確保する必要があるれば、事業化を検討してまいります。</p> <p>なお、標識灯を設置するには海上保安庁の許可を得る必要があります。</p> <p>県としましては、糸満市と連携し、事業化の可能性を検討してまいります。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 3</p> <p>海岸保全施設整備事業（真栄里地区）の早期整備要望について (糸満市)</p>	<p>当該事業は平成29年度に新規採択の予定であったが保留となった為、令和2年度には採択していただきたい。</p>	<p>当護岸は整備後40年以上経過し、老朽化が進み防護機能が低下して危険な状況である。そのために、地域住民の憩いの場、動植物の生態系を考慮した護岸整備が必要である。また、名城ビーチ跡地にリゾートホテルが整備中であり、今後、観光客等の利用が増えることが予想されることから、平和の道線と併せた護岸整備及び北名城土地改良地区の湛水を解消を図るための末端排水の整備が必要である。</p>	<p>糸満市真栄里海岸については、老朽化対策にあたり自然環境や地域住民の海浜利用に配慮した沖縄らしい海岸整備を進めるため、海岸保全施設整備事業の令和2年度新規採択に向けて調整を進めているところであります。</p> <p>また海岸保全区域における末端排水についても併せて改修することとなっております。</p> <p>県としましては、海岸保全施設の老朽化対策および末端排水の改修のため、糸満市と連携し適切に対応してまいります。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：農政経済課、森林管理課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 4 【新規】</p> <p>(仮称)糸満市物流団地等造成事業計画の推進について(糸満市)</p>	<p>糸満市真栄里地区に物流団地と公共交通ターミナル等を整備し、第4次糸満市総合計画(後期基本計画)において標榜する定住促進、雇用の拡大と安定、産業振興に資することを目的としているため、整備に係る個別規制法の調整について協力いただきたい。</p>	<p>国道331号豊見城道路・糸満道路が整備され、那覇空港及び那覇港がより近くなったこと等により、糸満市に企業等からの用地取得のニーズが多く寄せられているが、西崎の工業団地の用地はすでに完売し、そのニーズに対応できていない状況がある。</p> <p>そのニーズに対応するべく平成30年5月に糸満市土地利用(真栄里地区)基本構想を策定し、物流団地と公共交通ターミナル等の整備計画を掲げ、企業等を誘致し、経済振興、地域振興につなげるため、想定しているエリアに係る農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法等の個別規制法をクリアする必要がある。</p>	<p>糸満市が策定した「糸満市(真栄里地区)基本構想」は、合計41haに及ぶ大規模な開発計画であることから、その実施にあたっては都市計画を変更すると共に、環境影響評価を受ける必要があり、現在、これらの手続きを進めていると聞いております。</p> <p>今後は手続きの進捗を踏まえつつ、農業振興地域制度及び地域森林計画担当部局との十分な調整を行う必要があります。</p> <p>具体的には、市街化調整区域の規模・配置に係る、人口・産業の将来見通しや関係法令等の適合を確認した上で、農業振興地域の整備に関する法律及び森林法に係る調整が行われることとなります。</p> <p>引き続き、糸満市と県で情報を共有しつつ、調整を行って参ります。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：森林管理課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 5</p> <p>「大度園地・周辺海岸総合整備基本計画」の推進について(糸満市)</p>	<p>「大度園地・周辺海岸総合整備基本計画」に位置付けられた施策、施設整備の実現に向けて協力いただきたい。</p>	<p>米須・山城海岸から大度海岸までの一帯にある歴史資源や観光資源の有効活用及び自然環境の保全を図ることにより、地域振興、観光振興を図るため必要な施策や施設について網羅した「大度園地・周辺海岸総合整備基本計画」を平成29年5月に策定した。</p> <p>同計画に位置付けられたもののうち、①ジョン万次郎上陸之碑については平成30年2月に建立し、整備計画に掲げている、②保安林機能の強化・拡充、③ウミガメの浜の整備、④駐車場、トイレ・シャワー施設の整備については、計画地が保安林地内となっていることから、森林法に係る規制について調整する必要がある。</p>	<p>糸満市が策定した「大度園地・周辺海岸総合整備基本計画」に係る左記①～④の整備対象箇所については、森林法に基づく潮害防備保安林に指定されている区域が含まれています。</p> <p>また、その一部については、県が治山事業を施行し、当該保安林の機能強化を図ってきたところです。</p> <p>そのため、当該計画の実現にあたっては、森林法等に照らし合わせて検討する必要があることから、県としては、今後、具体的内容について糸満市と調整を行ってまいりたいと考えております。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：農地農村整備課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 6</p> <p>県営かんがい排水事業の早期供用開始について (南城市)</p>	<p>雄樋川地区及び吉富地区、中山・志堅原地区の整備事業を早急に完成していただきたい。</p>	<p>雄樋川地区（1・2期地区併せ、予定事業工期平成17年度から令和7年度：事業期間20年）吉富地区（予定事業工期平成20年度から令和4年度：事業期間15年）中山・志堅原地区（予定事業工期平成26年度から令和5年度：事業期間10年）について、事業着手から完了予定まで10年以上要し、当該地区からは早期供用開始が熱望されており、施設の早期完成が必要である。</p>	<p>県営水利施設整備事業 雄樋川地区、中山・志堅原地区及び県営農地整備事業 吉富地区については、基幹施設となる貯水池から各ほ場へのかんがい施設までの整備を一体的に行う計画となっております。</p> <p>現在、貯水池整備を先行的に実施しているところではありますが、</p> <p>① 施設用地の確保に時間を要したこと。 ② 島尻地域特有の泥岩層、湧水による基礎地盤対策等により、工法変更・事業費増が生じた結果、事業計画変更手続等が必要となった。 ③ 掘削残土の処分先検討。</p> <p>等、様々な要因により長期化している状況にあります。</p> <p>県としましては、南城市等の関係機関との連携・協力のもと、地元合意形成を図りながら、これらの課題の早期解消を図るとともに、所要額の優先配分を行うことで、事業効果の早期発現が図られるよう努めてまいります。</p>

令和元絵年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：畜産課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 7 【新規】</p> <p>畜産排水処理施設の建設について (南城市)</p>	<p>畜産排水処理施設を建設していただきたい。</p>	<p>水質汚濁防止法により河川などの公共用水域への排水に対する規制項目に硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及びアンモニア性窒素が追加され、畜産業については暫定排水基準が設けられ、より厳しい一律の排水基準への移行による畜産環境問題への対応が懸念されている。</p> <p>畜産排水処理施設の建設は、上記問題の有効な解決策であるものの、一つの市町村での対応では、限界があり厳しいため、沖縄県を含めた広域で事業を採択し、整備を図る必要がある。</p>	<p>広域的な畜産排水処理施設の整備については、整備費用が莫大であることや運営上の課題として、収支的な問題があると考えております。</p> <p>畜産排水処理施設の整備について、県ではこれまで平成11年の家畜排せつ物法の施行に伴い「畜産環境総合整備事業」や「1/2補助付きリース事業」等を活用し、家畜排せつ物処理施設の整備を推進してきたところであります。</p> <p>家畜排せつ物の処理については、これまでの取組から地域の耕種農家との連携による畑地還元が、最も適正であると考えており、県としましては、排せつ物の利用を促進する体制の整備に向け、連携して取り組んでまいります。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：農地農村整備課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 8</p> <p>海岸保全施設（農村振興局所管）の健全な管理取り組みについて (南城市)</p>	<p>海岸保全施設の管理に関し必要な事項を定め施設管理の体制を明確にしてください。</p>	<p>平成30年9月29日、台風24号が沖縄地方を通過したことに伴い顕著な高潮・高波が発生し、志堅原地区において多大な被害を受けている。被害の一つの要因として横引きゲートの締め忘れに伴う海水の流入が挙げられる。高潮及び波浪等による被害を防止するために整備された工作物の管理について、管理の方法及び費用の負担について必要な事項を定め適正な維持管理を行う必要がある。</p>	<p>南城市志堅原海岸の船揚場は、平成6年度に海岸保全施設整備事業で県が整備した施設であり、ゲートは船揚場の出入りに設置したものであります。</p> <p>整備完了後はゲートの開閉管理を地元区へ依頼しているところですが、県と地元とで操作委託契約等を締結して対応していただいているものではありません。</p> <p>今後は、海岸保全施設に付帯している水門・ゲート等の操作管理委託契約を市町村等と締結するなどして、海岸保全施設の適切な維持管理体制の構築に努めてまいります。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 9</p> <p>港川漁港における係留場所の拡張について (八重瀬町)</p>	<p>港川漁港内（新港）の東側の浚渫と、防舷材、及び、昇降用のはしご、リング式係留管の設置をしていただきたい。</p>	<p>八重瀬町の重要な産業の拠点となっている港川漁港（新港）内の東側（海側）において浚渫が行われていない為、大型漁船の係留が十分に確保できていない状況である。</p> <p>近年5トン～12トンクラスのFRP船が4隻増え係留する際十分な係留索も取れない状況であり、今後もソデイカ・マグロ・トビウオ・定置網操業等で船舶の大型化が予想され、台風時の十分な防災対策ができていない為、早急な拡張整備が必要である。</p> <p>また、係留ピットが設置されているが、岸壁が高く利用できない船舶の安全係留のためにも岸壁下部にリング式の係留管が必要である。</p>	<p>係留施設の不足に伴う漁港拡張整備については、現在の漁船の利用状況や今後の推移、港勢等を踏まえつつ、整備の必要性の確認や方向性を検討する必要があります。</p> <p>県としましては、今年度より県単独費により、必要な調査を実施することとしており、地元の港川漁協等の要望を踏まえつつ、事業化の可能性を検討してまいります。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No.10【新規】</p> <p>農業用水の確保について (八重瀬町)</p>	<p>農業用水を整備してもらいたい</p>	<p>八重瀬町は、旧具志頭村区域の一部には国営で整備されたかんがい排水があるが、それ以外の区域は農業用水の確保ができておらず、農業発展の阻害要因となっている。水の確保ができれば土地改良された優良な農地を多く抱える当町は高収益作物への転換が進む事が、見込まれることから、未整備地区へのかんがい排水整備が必要である。</p>	<p>八重瀬町における農業用水の確保ができていない地域におきましては、平成26年度から国において、糸満市北部及び国営沖縄本島南部地区の受益地を含めた再編事業として、整備方針が検討されています。(地域整備方向検討調査「糸満八重瀬地域」)</p> <p>その中で既存湧水や地表集水池等を新規水源として位置づけ、その活用の可能性の検討を行っております。</p> <p>県としましては、八重瀬町の水源開発について、関係機関と連携して対応してまいります。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 11</p> <p>当添漁港の拡張・機能強化について (与那原町)</p>	<p>当添漁港の利便性向上のため拡張・機能強化をして頂きたい。</p>	<p>当添漁港は、近年漁業従事者の増加、漁船の大型化に伴い、漁港内が狭く、入出港時等に支障をきたしている。</p> <p>また、漁港内には、衛生管理型荷捌き施設があり、他の漁協所属漁船の利用もあることから、利便性向上を図るため拡張・機能強化を図る必要がある。</p>	<p>当添漁港では、近年、漁船の大型化に起因し係留施設が不足しており、漁業活動の効率化に向けて新たに係留施設を増設する必要があると認識しております。</p> <p>県では、平成27年から県単独費により費用対効果分析や整備の方向性等を検討してきたところであります。</p> <p>県としましては、令和2年度新規地区としての事業採択を目指し、必要な施設の整備に向けて、国等の関係機関と連携し、取り組んでまいります。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：農林水産総務課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 12</p> <p>海洋深層水取水設備の増強ならびに研究体制の強化について (久米島町)</p>	<p>① 海洋深層水取水設備の増強については、本町を主体として、実現のための具体的方策を立案、実行するための推進会議を設ける。 つきましては、県の関係部門横断的なメンバーの推進会議への参画等、本施策推進に向けた連携・協力をしていただきたい。</p> <p>② 海洋深層水に関する研究体制の強化については、その利活用がクリーンエネルギー分野や医療・健康分野にも拡大し、離島振興や産業観光のモデルにもなっている現状をふまえ、将来の産業発展を見据えた部門横断的かつ先導的な研究体制がとれるよう、海洋深層水研究所を強化していただきたい。</p>	<p>沖縄県海洋深層水研究所からの技術移転と分水を受けた深層水利用産業は、本町の主要産業となったばかりではなく、沖縄県の特産である車えびの県内全域への種苗供給や海ぶどうの安定生産により、県の水産業の基盤を支えるまでに成長した。 このような中、既存企業による規模拡大の要望はもちろん、多様な業種からの新規参入の打診も増えており、県内内航及び輸出に伴う外航物流にも大きく貢献が期待できるなど、海洋深層水の海洋資源としての価値と需要はますます高まっている。一方、現取水設備では、既に深層水利用量が供給可能量の上限に達しており、前述の事業規模拡大や新規参入に対しては受け入れが出来ず、産業の進展の機会を逸し続けているのが現状である。 そこで本町を主体として、海洋深層水取水設備の増強実現のための具体的方策を立案、実行するための推進会議を設ける。 つきましては、早急に県の関係部門を横断した実務グループを編成していただき、推進会議への参画や事業推進に伴う財源の確保、運営面などへの協力していただきたい。 また、海洋深層水に関する研究体制についても、その利活用がクリーンエネルギー分野や医療・健康分野にも拡大し、離島振興や産業観光のモデルにもなっている現状をふまえ、将来の産業発展を見据えた部門横断的かつ先導的な研究体制がとれるよう、海洋深層水研究所を強化を図る必要がある。</p>	<p>海洋深層水取水設備の増強については、事業の必要性・目的、事業主体、財源の確保、運営方法など基本的な課題の整理が必要と考えております。久米島町が事業主体となって取り組むにあたっては、関係部局で連携して対応したいと考えております。 今後、新たな研究ニーズが生じた場合は、研究体制のあり方について検討していきたいと考えております。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No.13【新規】</p> <p>漁港（儀間、鳥島）における就労環境改善のための施設整備の支援について（久米島町）</p>	<p>作業施設（防暑施設）、防風柵、浮棧橋、作業用地の整備について支援していただきたい。</p>	<p>就労環境の改善は、漁港漁場整備事業においても重要であり就労環境改善のための施設整備は、漁民の漁業活動の負担軽減や安全性の向上に資するものである。</p> <p>就労環境の改善により労働負荷の軽減、労働時間の短縮、作業の安全性の確保と効率の向上を図ることにより、漁業収益の向上と後継者の育成、働きやすい職場となる。</p> <p>安定した漁業の継続に繋げることで漁村地域の発展に寄与することから、漁港内に防暑施設、防風柵、浮棧橋の設置及び漁具干場、野積場用地舗装について支援が必要である。</p>	<p>儀間漁港及び鳥島漁港については、いずれも久米島町管理の第1種漁港となっております。当該漁港整備の事業化に向けては、漁港管理者である久米島町において事業の必要性や経済性、施設の規模や配置等をご検討頂く必要があります。</p> <p>県としましては、久米島町と連携し、事業化に向けて協力してまいります。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 14</p> <p>阿嘉漁港内の整備について (座間味村)</p>	<p>阿嘉島の玄関口である漁港の環境整備をしていただきたい。</p>	<p>阿嘉漁港は、漁船の利用は基より、那覇泊港を結ぶ旅客定期船の発着港として利用されている。</p> <p>平成26年3月に本村と渡嘉敷村で構成される慶良間諸島国立公園に指定され阿嘉島にも多くの観光客が訪れている。</p> <p>しかし、島の玄関口となっている阿嘉漁港内には、数多くの廃船、廃車が放置された状態となっており、漁港の利用に支障をきたし、景観を著しく阻害している。</p> <p>これまでも、村としても幾度となく処理するよう指導してきたが、改善されていないのが現状である。</p> <p>県においても同漁港における廃船、廃車の処理について強く指導を行っていただきたい。</p> <p>また、高速船用浮棧橋に関しては、昨年度、屋根を支える骨組み部分の腐食の修繕を行っていただいたが、屋根や滑車ワイヤーの修繕に関しては未だ未実施である。</p> <p>国立公園としての島の玄関口をきちんと整備して頂くと共に、人身等への事故防止を未然に防ぐため、早急な補修を図る必要がある。</p>	<p>放置艇対策については、平成27年度に策定した「沖縄県県管理漁港放置艇5ヶ年計画」に基づき、所有者死亡又は不明の放置艇を処理することとしております。</p> <p>また、各圏域毎に「放置艇処理方針協議会」を開催して処理方針を協議・確認することとしております。</p> <p>阿嘉漁港内の放置艇及び放置車輛については、所有者が確認されているものについては、警告や勧告等を行い、自主的な処理を指導し、所有者が死亡または不明な放置艇等は、処理能力等を確認の上、管理者である県が処理していきたいと考えております。</p> <p>今後とも、村、漁協など関係機関と連携し、放置艇・放置車輛対策や放置禁止区域の設定に取り組んでまいります。</p> <p>県では昨年度から機能保全事業により、浮棧橋の保全工事を行っており、引続き今年度も屋根等の修繕を行います。</p> <p>県としましては、村と連携し、今後とも利用者の安全確保に向け取り組んでまいります。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：水産課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 15【新規】</p> <p>製氷機施設の整備について (座間味村)</p>	<p>座間味港の製氷機施設を実施していただきたい。</p>	<p>近年、第一次産業である水産業の就労者の増加や、船の大型化に伴い現在、阿嘉島に整備している製氷施設のみでは製氷が間に合わず、漁業者の就労への不安が出ている。その為、本村の水揚げの減少が懸念され漁業者、消費者にも大きな影響が出てくると考えられる。</p> <p>第一次産業の振興拡大のためにも安定した漁獲量の確保に向けて施設整備が急務となっており、補助事業の早期実施に向けた対策が必要である。</p>	<p>製氷施設の整備に係る補助事業としては、水産業強化支援事業（県事業名：沖縄県水産業構造改善事業）に整備メニューがあります。</p> <p>当該補助事業の活用のためには、市町村、漁協等で構成する地域水産業再生委員会により、「浜の活力再生プラン」を策定し、国の承認を得る必要があります。</p> <p>県としましては、「浜の活力再生プラン」の策定等、製氷施設整備の事業化に向けた取組について、支援してまいります。</p> <p>※「浜の活力再生プラン」とは、 漁業所得の向上を通じた漁村地域の活性化を目指し、漁業者が主体となって5年間、具体的な取組を実行するための計画のこと。</p> <p>※水産業強化支援事業（県間接補助事業） 【補助率】 国 4 / 6 県 1 / 6 市町村または、実施主体等 1 / 6</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 16</p> <p>栗国漁港の改修について (栗国村)</p>	<p>栗国漁港の出入口の改修と灯標の整備をしていただきたい。</p>	<p>栗国漁港は、第1種漁港として島の北側に整備され、平成14年度に供用開始されております。</p> <p>その後も、平成16年度から平成17年度にかけて、漁港漁場機能高度化事業により、港口の改良及び灯標等の整備が行われてきましたが、漁港への出入口が狭く、漁船の出入港に支障をきたしている状況にあるため、漁船が安全に出入港できるよう、港口の改修と灯標を漁港水路内に新たに設置し、漁船が安全に航行出来るように整備する必要がある。</p>	<p>栗国漁港では、平成16年度から平成17年度にかけて、出入港時の安全性向上を目的に、港口の浚渫及び灯標を整備したところであり、港口の浚渫については、効果の高いと思われる形状で対策を講じております。さらに出入港時の改善を図るためには航路防波堤の設置が考えられますが、水深が深いことから多額の費用が想定され、費用対効果が課題となります。</p> <p>また、灯標の設置については、必要性を整理した上で関係機関と協議し、事業化を検討してまいります。</p> <p>県としましては、栗国村や地元漁業者と連携の上、栗国漁港の利用形態や航路の状況等を確認し、対策の必要性を検討してまいります。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：漁港漁場課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 17【新規】</p> <p>渡名喜漁港内にある廃船等の処理に係る撤去費用の補助について (渡名喜村)</p>	<p>渡名喜漁港内にある廃船等の処理に係る撤去費用を補助していただきたい。</p>	<p>渡名喜漁港内には、数多くの廃船(使用不能船等)が、放置され、漁港の利用や景観が阻害されている状況にあり、所有者に対して撤去の指導を継続して行っているが、離島であるが為、その撤去費用が高額で処理出来ない状況にある。</p> <p>県管理漁港についても撤去費用に係る補助が必要である。</p>	<p>放置艇対策については、平成27年度に策定した「沖縄県県管理漁港放置艇5ヶ年計画」に基づき、所有者死亡又は不明の放置艇を処理することとしております。</p> <p>また、各圏域毎に「放置艇処理方針協議会」を開催して処理方針を協議・確認することとしております。</p> <p>渡名喜漁港内の放置艇については、所有者が確認されているものについては、警告や勧告等を行い、自主的な処理を指導し、所有者が死亡または不明な放置艇は、処理能力等を確認の上、管理者である県が処理していきたいと考えております。</p> <p>今後とも、村、漁協など関係機関と連携し、放置艇対策や放置禁止区域の設定に取り組んでまいります。</p> <p>また、離島からの運搬費用については、各離島から沖縄本島までの運搬費助成について、関係機関と連携を図りながら検討していきたいと考えております。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：村づくり計画課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 18</p> <p>水源地（池）の保全について (南大東村)</p>	<p>農業用水の水源地である池の保全・清掃をしていただきたい。</p>	<p>南大東村は、基幹作物のさとうきびの高品質と生産の向上を図ることを目的に、平成13年度より農業生産総合対策事業・強い農業づくり交付金事業にて、設置型農業用タンクを7地区に設置して灌水に努めてきた。</p> <p>このことによって、夏場における慢性的な干ばつ被害の減少、降雨に関係なくさとうきびの植え付が可能となり発芽が良くなる等、生産が向上しており事業効果が現れている。</p> <p>しかしながら、設置型農業用タンクの水源は、島の中央部にある自然の池だが、池の水量は限られている。</p> <p>また、長い間に水草や雑草が繁茂して、それがヘドロ状に堆積して水深が浅くなったため水質が悪化し、水源地・貯水池の機能が薄れつつある。</p> <p>よって、農業用水確保のため、水源地・貯水池として池の保全・清掃等を事業化し、対応を行う必要がある。</p>	<p>県では、南大東島の自然の池を安定的な農業用水源として活用することが難しいことから、農業生産基盤として畑地帯集水利用の貯水池を整備しているところであります。</p> <p>一方で、貯水池の整備は、用地の確保や高い建設費等のため、時間を要しているところであります。</p> <p>県としましては、南大東村および関係機関と連携し、これまでの畑地帯集水利用などに加え、自然の池の活用も含めた検討会を設置して農業用水の確保に努めているところであります。</p> <p>なお農業用施設として整備された水路については、多面的機能支払交付金事業により浚渫等の機能保全を図ることは可能となっております。</p> <p>同事業の活用にあたっては、活動計画書に位置づけられた農業用施設であることなどの事業要件を確認することが前提となります。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：営農支援課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 19</p> <p>害虫防除について (南大東村)</p>	<p>環境にやさしい生物を用いたカンシャコバネナガカメムシ(ガイダー)の防除を確立していただきたい。</p>	<p>南大東村では、カンシャコバネナガカメムシ(ガイダー)を化学農薬で防除しているが、依然として地域全域において発生が激しく対策に苦慮している。</p> <p>防除は通常年に1回であるが、本村では2回以上防除を行う農家も少なくないことから、さとうきびの生産振興、島の美しい環境を保護する観点からも減農薬防除が求められており、環境にやさしい生物を用いたカンシャコバネナガカメムシ(ガイダー)の防除の確立を図る必要がある。</p>	<p>カンシャコバネナガカメムシの防除については、農業研究センターにおいて、天敵による防除試験を実施したところではありますが、十分な防除効果が得られていないことから、現時点では天敵防除は困難であると考えております。</p> <p>このため、県としては、カンシャコバネナガカメムシに防除効果の高い農薬の登録に向けた取り組みを行っているところであり、平成27年5月にはダントツフロアブルが、更に平成30年11月にはキックオフ顆粒水和剤も登録されたところがあります。</p> <p>引き続き、さとうきびの病害虫防除に努めてまいります。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：営農支援課、糖業農産課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 20</p> <p>病虫害防除について (南大東村)</p>	<p>これまでの事業効果をあげてきたオキナワカンシャクシコメツキの交信攪乱事業の継続をしていただきたい。</p>	<p>南大東村は、さとうきび作農業を基幹産業とし、農家一戸あたりの経営規模も約8haと大型機械化一貫体系が確立されている一方、島全体が鳥獣保護区に指定されていることから、さとうきび生産において、農薬使用の低減が求められている。</p> <p>病虫害、オキナワカンシャクシコメツキについては、平成12年度から合成性フェロモンを利用した交信攪乱が効果を現し、被害が軽減されている。</p> <p>引き続き、環境に優しい合成性フェロモンを利用したフェロモンチューブを設置し、地域全体で交信攪乱法による共同防除体系を確立することによりさとうきびの生産性の向上を図る必要がある。</p>	<p>南大東村におけるハリガネムシの交信攪乱事業については、平成12年度以降、国の補助事業及び県対策事業等により取り組んできたところであります。</p> <p>また、この間、ハリガネムシ防除に有効な化学薬剤(ベイト剤)の開発・登録も行われてきたところであります。</p> <p>県としましては、ハリガネムシの防除については、薬剤防除を基本として、フェロモンを活用した防除法との併用がより効果的であると考えており、「さとうきび増産基金」により、薬剤(ベイト剤)の購入などの支援を実施しているところであります。</p> <p>それ以外でも他の支援が可能かどうか、県と国とで今後とも引き続き調整していきたいと考えております。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：営農支援課、糖業農産課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 21</p> <p>病害虫防除について (南大東村)</p>	<p>イネヨトウの交信攪乱事業をしていただきたい。</p>	<p>南大東村は、さとうきび作農業が基幹産業であり、農家一戸あたりの経営規模も約8haと大型機械化一貫体系が確立されている一方、島全体が鳥獣保護区に指定されていることから、さとうきび生産において、農薬使用の低減が求められている。</p> <p>近年、病害虫イネヨトウによる被害が大きくなっており、又、従来の薬剤防除だけでは困難になりつつあるため、オキナワカンシャクシコメツキと同様に合成性フェロモンを利用したフェロモンチューブを同時設置し交信攪乱法による新防除体系を確立することによりさとうきびの生産性の向上を図る必要がある。</p>	<p>南大東村におけるイネヨトウの交信かく乱については、平成24～30年度に、「イネヨトウの交信かく乱法による防除技術普及事業」により技術の普及を図ったところがあります。</p> <p>現在、その成果である低コストな新しい交信かく乱剤について、農薬登録に向けた手続きを進めております。</p> <p>県としましては、イネヨトウの防除については、薬剤防除を基本として、交信かく乱法との併用による防除がより効果的であると考えており、「さとうきび増産基金」により、薬剤の購入などの支援を実施しているところがあります。</p>

令和元年度県農林水産部と南部市町村との行政懇談会における要望事項に対する措置方針

(課名：農地農村整備課)

令和元年度要望事項	要望内容	要望理由	措置方針
<p>No. 22</p> <p>県営と団体営の統合化した畑かん施設管理運営要領の策定について (北大東村)</p>	<p>畑かん整備完了に合わせて各地区を統合し円滑な水管理が出来る、畑かん施設運営要領を構築して頂きたい。</p>	<p>本村の畑かん整備は、県営と団体営で整備を進め、令和3年には村全体が整備される見通しであり、今後は計画的な営農経営が可能となる。</p> <p>しかし、畑かん完了後には、畑かん施設の管理面からも既存の組合を統合し運営することが、経済性や効率性からも重要なため、統合化した水利組合が必要である。</p> <p>令和3年完了を見据え、既に完了した畑かん施設の台帳を整理し村全体の水利施設が効率良く機能できるよう、維持管理費の低減が可能となるような畑かん施設運営要領等の管理体制構築のための仕組み作りが必要である。</p>	<p>北大東村における農業用水については、村の水需給基本計画に基づき、県および村が一体となって整備しているところであります。</p> <p>完了後の各施設については、村や水利組合が管理することとなるため、施設の効率的な利用や適切な維持管理にあたっては、管理体制の省力化や、合理化が必要であると考えております。</p> <p>現在、県では県営農地整備事業小浜地区(金武町)をモデルに、施設管理・運営の基本的な考え方を検討しているところであり、北大東村においても、当該成果を活用し、円滑な施設の引き渡しを行うとともに、管理体制の省力化・合理化が図られる方策について、村と連携して検討してまいります。</p>

